

# 守山市教育委員会会議録

令和5年第11回定例会  
(令和5年11月21日)

守山市教育委員会

令和5年第11回守山市教育委員会（定例会）会議録

○ 日 時 令和5年11月21日（火）  
開会時刻 午後1時30分  
閉会時刻 午後2時40分

○ 場 所 守山市役所2階 防災大会議室B

○ 出席委員等 教育長 向 坂 正 佳  
委 員 福 田 正 悟 委 員 吉 田 郁 雄  
委 員 里 内 緑 委 員 高 倉 直 子

○ 説 明 員

教育部長	飯 島 秀 子	教育部理事	筈 井 亨
教育部次長	川 上 かよ子	教育部次長	池 田 あづさ
教育部次長	寺 井 信 義	教育総務課長	西 藤 安 彦
学校教育課長	地 石 玲 子	保育幼稚園課長	遠 山 純 一
保育幼稚園課幼保指導担当課長	吉 澤 有 里	社会教育・文化振興課	横 山 勇 一
文化財保護課長	池 内 秀 明	図書館長	松 本 孝 子
学校教育課参事	中 吉 真樹子		

<p>教育長</p>	<p style="text-align: right;">(開会：午後 1 時 30 分)</p> <p>只今、定足数に達しておりますから、これより令和 5 年第 11 回教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>では、これより本日の議事日程により進めます。</p> <p>まず、日程第 1、令和 5 年第 10 回教育委員会会議録の承認について、ご意見はありませんか。</p> <p>無いようでありますので、令和 5 年第 10 回教育委員会定例会の会議録は、異議がないものとして、承認いたします。</p> <p>次に、日程第 2、教育長の業務報告を致します。</p> <p style="text-align: center;"><b>【教育長 業務報告】</b></p>
<p>教育長</p>	<p>只今の業務報告につきまして、ご質問等ございませんか。</p> <p>無いようでありますので、これで教育長の業務報告を終わります。</p> <p>これより、日程第 3、審議事項に入ります。</p> <p>それでは、まず、議第 31 号「守山市伊勢遺跡史跡公園の設置および管理に関する条例施行規則の制定に係る臨時代理の承認について」の件を議題と致します。議件について、文化財保護課長から提出議案の説明を求めます。</p>
<p>文化財保護課長</p>	<p style="text-align: center;"><b>【文化財保護課長が資料により説明】</b></p>
<p>教育長</p>	<p>只今の説明について、ご質問等ございませんか。</p> <p>ないようでありますので、これで質疑を終わり『採決』を致します。</p> <p>お諮りします。議第 31 号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p style="text-align: center;"><b>【異議なしの声あり】</b></p>
<p>教育長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは次に、議第 32 号「令和 5 年度守山市一般会計補正予算（第 8 号）のうち教育委員会所管の予算案に関する意見について」の件を議題と致します。この補正予算は、令和 5 年 4 月の職員の異動に伴う職員の人件費の精査のため、説明を省略したいと思いますので、よろしいでし</p>

各委員	<p>ようか。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
教育長	<p>ご異議がないようですので、『採決』を致します。お諮りします。議第 32 号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。</p> <p>それでは次に、議第 33 号「守山市特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案に関する意見について」の件を議題と致します。議件について、教育総務課長から提出議案の説明を求めます。</p>
教育総務課長	<p><b>【教育総務課長が資料により説明】</b></p>
教育長	<p>只今の説明について、ご質問等ございませんか。</p> <p>ないようでありますので、これで質疑を終わり『採決』を致します。お諮りします。議第 33 号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。</p> <p>それでは次に、議第 34 号「守山市職員の給与に関する条例および守山市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に関する意見について」の件を議題と致します。議件について、教育総務課長から提出議案の説明を求めます。</p>
教育総務課長	<p><b>【教育総務課長が資料により説明】</b></p>
教育長	<p>只今の説明について、ご質問等ございませんか。</p>

	<p>ないようでありますので、これで質疑を終わり『採決』を致します。 お諮りします。議第 34 号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声あり】</p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。 それでは次に、議第 35 号「地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号により採用する会計年度任用職員の報酬等に関する条例および地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号により採用する会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に関する意見について」の件を議題と致します。議件について、教育総務課長から提出議案の説明を求めます。</p>
教育総務課長	<p>【教育総務課長が資料により説明】</p>
教育長	<p>只今の説明について、ご質問等ございませんか。 ないようでありますので、これで質疑を終わり『採決』を致します。 お諮りします。議第 35 号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声あり】</p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。 それでは次に、議第 36 号「令和 5 年度守山市一般会計補正予算（第 9 号）のうち教育委員会所管の予算案に関する意見について」の件を議題と致します。議件について、関係課長および図書館長から順次、提出議案の説明を求めます。</p>
関係課長	<p>【関係課長等が資料により説明】</p>
教育長	<p>只今の説明について、ご質問等ございませんか。</p>
吉田委員	<p>ふるさと納税の繰入がありますが、歳入は当初予算で確定しているも</p>

<p>学校教育課参事</p>	<p>のではないのでしょうか。</p> <p>守山市では、令和4年度の1年間にいただきましたご寄附を令和5年度の事業で使うことになっております。予算編成は、毎年この時期に各課より要求して、12月から1月の庁内協議の末、2月上旬に確定するため、当初の予算編成においては4月から12月にいただいたご寄附のみの充当となっております。</p> <p>1月から3月にいただいたご寄附については予算編成後に充当するということになります。このため、12月補正の時期に、残りの3か月分を確定した事業に充てさせていただき、財源を一般財源から変更する対応をしているものでございます。</p>
<p>教育長</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>無いようでありますので、次に、債務負担行為の補正について、関係課長から説明を求めます。</p>
<p>関係課長</p>	<p><b>【関係課長等が資料により説明】</b></p>
<p>教育長</p>	<p>只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>全国的に運転手不足によりバスの運行が難しいと聞きましたが、守山市でも児童の移動手段の調達で苦慮するようなことはありませんでしたか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>今年度は4月から業者の選定を始めましたが、既に空きがない状況でしたので、手続きが難航しました。近隣業者では予約ができず、北近江の業者のキャンセルを待つて確保したため、契約額が高くなったということもございました。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>今後も同状況が続くと予測されますので、移動手段の確保について工夫が必要ですね。</p> <p>守山市ではバスは何台保有していますか。</p>
<p>教育長</p>	<p>マイクロバスと中型バスが各1台ございますが、予約が詰まっており利用は難しいです。</p>

吉田委員	指定管理料は過去と比較してどのように変わっていますか。
社会教育・文化 振興課長	守山市市民文化会館の指定管理料につきまして、前回は年間1億3,037万1,000円でした。今回は、年間1億3,300万円で262万9,000円増となっております。
文化財保護課長	大庄屋諏訪家屋敷の指定管理料につきまして、前回と比べまして年間120万円の増となっております。そのうちの90万円は人件費が占めており、残りの30万円は、過去の実績から利用料収入を30万円減と見込んで積算したものでございます。
教育長	それでは、他にございませんか。 ないようでありますので、これで質疑を終わり『採決』致します。 お諮りします。それでは、議第36号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
各委員	<b>【異議なしの声あり】</b>
教育長	ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。 それでは次に、議第37号「令和5年度守山市育英奨学事業特別会計補正予算（第1号）に関する意見について」の件を議題と致します。議件について、学校教育課長から提出議案の説明を求めます。
学校教育課長	<b>【学校教育課長が資料により説明】</b>
教育長	只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。 ないようでありますので、これで質疑を終わり『採決』致します。 お諮りします。それでは、議第37号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
各委員	<b>【異議なしの声あり】</b>
教育長	ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。 次に、議第38号「守山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の

	<p>一部を改正する等の条例案に関する意見について」の件を議題と致します。議件について、教育総務課長から提出議案の説明を求めます。</p>
教育総務課長	<p>【教育総務課長が資料により説明】</p>
教育長	<p>只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。</p>
吉田委員	<p>この制度の改正によって年間を通じて職員は約何名不足すると、予測はされているのでしょうか。</p>
教育総務課長	<p>現在、5歳児がいる職員で部分休業をとっている職員が3名おりまして、この3名が対象となると想定しております。</p> <p>また、この部分休業をとることによって職員の中で負担が生じてくることが考えられますので、それに対しては会計年度任用職員で対応できるように考えていると人事課から聞いております。</p>
吉田委員	<p>部分休業制度を活用するためにはそれをバックアップする人員確保を十分検討していただくことが重要だと思います。</p>
福田委員	<p>この2時間というのは、全国的に決まった数字である等、基準はありますか。</p>
教育総務課長	<p>この2時間というのは、今までの制度では小学校までの子どもがいる場合の基準ですので、それに準じまして小学校3年生までとれるよう改正をしたものです。</p>
福田委員	<p>全国的な制度ではなくて、守山市独自ですか。</p>
教育総務課長	<p>滋賀県では2年前から導入されておりまして、令和6年4月1日から守山市と大津市がこの制度を運用していくと聞いております。</p>
教育長	<p>1年生までの2時間は全国的なもので、制度改正後もそれを基準にしているということです。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>無いようでありますので、これで質疑を終わり『採決』致します。お諮りします。議第38号については、原案のとおり同意することに</p>

各委員	<p>ご異議ございませんか。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。</p> <p>次に、議第 39 号「守山市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案に関する意見について」の件を議題と致します。議件について、教育部次長（こども家庭部）から提出議案の説明を求めます。</p>
教育部長	<p><b>【教育部次長（こども家庭部）が資料により説明】</b></p>
教育長	<p>只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。</p>
吉田委員	<p>具体的な変更内容を教えてください。</p>
教育部次長 （こども家庭部）	<p>地方分権一括法による行政の事務の効率化のなかで、政令指定都市等において認定こども園の認定を受ける場合、都道府県への事前協議が必要でしたが、それを廃止して事業者から認定こども園の申請があった場合は、都道府県に通知することによって事前協議に代えることができる手続に簡略化されました。そのため、当市条例において認定こども園はこの法律のこの条文に基づくものと書いている条文がずれたものです。</p>
教育長	<p>他にございませんか。</p> <p>無いようでありますので、これで質疑を終わり『採決』致します。</p> <p>お諮りします。議第 39 号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。</p> <p>次に、議第 40 号「指定管理者の指定につき議決を求めることに関する意見について」の件を議題と致します。議件について、社会教育・文化振興課長から提出議案の説明を求めます。</p>

社会教育・文化 振興課長	【社会教育・文化振興課長が資料により説明】
教育長	<p>只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。</p> <p>無いようでありますので、これで質疑を終わり『採決』致します。</p> <p>お諮りします。議第 40 号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。</p>
各委員	【異議なしの声あり】
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。</p> <p>次に、議第 41 号「指定管理者の指定につき議決を求めることに関する意見について」の件を議題と致します。議件について、文化財保護課長から提出議案の説明を求めます。</p>
文化財保護課長	【文化財保護課長が資料により説明】
教育長	<p>只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。</p> <p>無いようでありますので、これで質疑を終わり『採決』致します。</p> <p>お諮りします。議第 41 号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。</p>
各委員	【異議なしの声あり】
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。</p> <p>これで審議事項を終わります。</p> <p>次に、日程第 4、報告事項に入ります。</p> <p>まず、「守山市議会常任委員会委員長の交代に伴う青少年問題協議会委員の委嘱について」を、社会教育・文化振興課長から説明をお願いします。</p>
社会教育・文化 振興課長	【社会教育・文化振興課長が資料により説明】

教育長	<p>只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。</p> <p>次に、「守山市立図書館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」および「守山市立図書館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を、図書館長から説明をお願いします。</p>
図書館長	<p>【図書館長が資料により説明】</p>
教育長	<p>只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>事務局から他に報告事項はございませんか。</p>
事務局	<p>ございません。</p>
教育長	<p>これで報告事項を終わります。</p> <p>次に、日程第5、その他事項に入ります。</p> <p>「寄付採納一覧について」、「教育委員会関係行事について」および「教育委員会の日程等について」の説明は省略いたしますが、この件についてご質問等ございませんか。</p>
里内委員	<p>教育委員会関係の今後の行事で、「あわてんぼうのサンタがおうちにやってきたあ」の出発式に教育委員になってから毎年出席しておりますので、出発式の場所が決まっているのであれば教えていただきたいです。</p>
社会教育・文化 振興課長	<p>12月23日土曜日に北公民館より出発いたしますので、よろしく願いいたします。</p>
里内委員	<p>もりやま☆こんにちワークの結果について、昨年度はコロナによる入場制限があり、会場であるエコパーク周辺の小学校に周知をとどめたため、参加人数は約100人と報告されたと思います。今年度は会場を市役所に移したこともあり、市内全域の小学校に周知したため、駐車場には苦慮されたものの、参加者およびブースも昨年度より増加し、守山青年団はすばらしい活動をしていると思いました。次回は是非見に行きたいと思います。</p>

<p>社会教育・文化 振興課長</p>	<p>ありがとうございます。非常に喜ぶと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>他にございませんか。 それでは、事務局からその他、ありませんか。</p>
<p>社会教育・文化 振興課長</p>	<p><b>【社会教育・文化振興課長が二十歳のつどいについて案内】</b></p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、事務局のからその他、ありませんか。</p>
<p>事務局</p>	<p>ございません。</p>
<p>教育長</p>	<p>これで、その他事項を終わります。 これをもちまして、本日の議事日程は全て終了致しました。 それでは、次回、令和5年第12回守山市教育委員会定例会は、12月21日（木）午後1時30分から守山市役所2階防災会議室Bにて開催いたしますので、委員の皆様、よろしくお願ひ致します。</p> <p style="text-align: right;">[閉会 午後2時40分]</p>